

旧（1月14日～2月7日）

新（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 レッドステージ2の期間(1月14日～2月7日)
※「緊急事態措置を実施すべき区域」に大阪府が追加された場合、それに応じて期間を変更
- ③ 実施内容 (特措法第24条第9項に基づく※)
※「緊急事態措置を実施すべき区域」に大阪府が追加された場合、「不要不急の外出自粛」は法第45条第1項に基づく

- 府民への呼びかけ
 - 不要不急の外出・移動※は自粛すること
 - ※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること

- ① (略)
- ② 要請期間 **レッドステージ2の期間（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）**
※ただし、今後、感染状況などを踏まえ、要請期間の短縮も検討
- ③ 実施内容

- 府民への呼びかけ
 - 不要不急の外出・移動※は自粛すること
 - ※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること
（特措法第45条第1項に基づく）

旧（1月14日～2月7日）	新（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）
<p>● イベントの開催について(府主催（共催）のイベントを含む) 【要請期間】 1月17日～2月7日</p> <p>【収容人数・収容率等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 【人数上限】 5,000人以下 【収容率】 屋内：50%以下 屋外：人と人との距離を十分に確保（できるだけ2 m） （特措法第24条第9項に基づく） ○ 新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛すること ○ あわせて、20時以降の時間短縮について協力を依頼 	<p>● イベントの開催について(府主催（共催）のイベントを含む) 【要請期間】（略）</p> <p>【収容人数・収容率等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○（略） ○（削除） ○（略）

旧（1月14日～2月7日）

●施設について

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 1月14日～2月7日
※「緊急事態措置を実施すべき区域」に大阪府が追加された場合、それに応じて期間を変更

③ 実施内容

【特措法第24条第9項に基づく要請】

対象施設	要請内容
【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	営業時間短縮（5時～20時）を要請 ただし、酒類の提供は11時～19時

新（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）

●施設について

- ① （略）
- ② 期間 **2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中**
※ただし、今後、感染状況などを踏まえ、要請期間の短縮も検討

③ 実施内容

（略）

旧（1月14日～2月7日）

【協力依頼】

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・開催するイベントは、人数上限5,000人、かつ、 収容率50%とすること（イベントに関する要請は1月17日～）
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時
物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く）	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

新（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）

【協力依頼】

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・開催するイベントは、人数上限5,000人、かつ、 収容率50%とすること
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時
物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く）	

※ （略）

旧（1月14日～2月7日）

新（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）

- 上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと
<経済界へのお願い>
- 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること（特措法第24条第9項に基づく）
- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
（特措法第24条第9項に基づく）
- 新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛すること

- 上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと
<経済界へのお願い>
- （略）
- （略）
- （削除）

旧（1月14日～2月7日）

<大学等へのお願い>

- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること（特措法第24条第9項に基づく）
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについて、学生等に注意喚起を徹底すること
部活動における感染リスクの高い活動は自粛すること（特措法第24条第9項に基づく）

新（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）

<大学等へのお願い>

（略）